

【55用 語】

【分合…ぶんごう】分割と併合、町村の分離と合併

【県令…けんれい】県知事が職権または特別の委任によって発した命令

【連署…れんしよ】「連印」「連判」ともいう。連帯責任を負うため複数の人が証文などに署名・捺印すること

【55解 説】

現在、群馬県内の市町村数は、いわゆる平成の大合併によってそれまでの七〇市町村から三五市町村となっている。この合併の歴史を振り返ると、明治初年の県内には一二六五町村が存在したが、明治二十一年（一八八八）四月の市制・町村制の公布によって町村合併が進められ、翌二十二年には二〇六町村に再編された。戦後においては昭和二十八年（一九五三）の「町村合併促進法」及び同三十一年の「新市町村建設促進法」をうけて急速に合併が進み、同年に九〇市町村、そして昭和三十六年には七五市町村となったのである。

本文書は、明治の大合併にあたり、明治二十一年七月十一日に県令第四六号によって発せられた「町村分合取扱方法」をうけて、南甘楽郡檜原村など七か村の人民惣代九名が協議し、新たに「上野村」として合併することを南甘楽郡長横山三郎あてに請願したものである。これによって明治二十二年南甘楽郡上野村が誕生したが、同二十九年には緑埜・多胡・南甘楽三郡が合併して多野郡と改称し、現在に至っている。